

・農薬・肥料の登録に際し、総合的政策判断に当たってのマニュアルを示していただきたい。併せて、どのようにそれが政策判断に活かされているのか、御説明願いたい。

#### 1．農薬・肥料の登録は、それぞれ法律に基づき

農薬については、一剤ごとに登録申請時に申請者から提出される毒性等の試験成績を基に、実際の農薬使用場面において、1日当たり許容摂取量、残留農薬基準等を超過することのない農薬の使用方法を確認し、問題がない場合に登録を行うとともに、農薬使用者に対し、当該使用方法の遵守を義務づけており、

肥料については、主たる成分や有害成分に係る公定規格への適合性を判断するとともに、含有の蓋然性の低い有害成分等によって施用時に植物の生育障害を生じないか、生産された農産物を通じて人畜に害を与えないかを確認し、登録することとしている。

2．このような登録の際の、農薬の安全な使用方法の確認や肥料の植物、人畜への害の有無の確認に当たっては、有害物質の毒性や性状、環境中での動態、生態系への影響など幅広い分野を横断する科学的知見が必要な上、製造現場や農業生産現場の実態に係る知識・経験が求められるものである。

3．さらに、登録の際には、こうした科学的な知見のみならず、農業政策上の課題から総合的な判断が求められるものである。例えば、使用できる農薬の少ない作物に対する登録時など、農業生産現場における必要性・緊急性等を鑑み、他の農薬の審査に優先して審査を行うケースや、申請された使用方法では残留農薬基準を超過することが確実な場合、単に登録を却下するのではなく、残留農薬基準を超過しない使用方法（使用回数制限、希釈倍率の増加、収穫前日数の前倒し等）とデータの再提出を指示するケース等があり、その都度、それまでに蓄積した科学的知見やノウハウを基に適切な判断を下してきたところである。

4．このような政策判断の基となる科学的知見やノウハウは、登録、立入検査、処分を一体的に行うことによって相補的・相乗的に得られ、また、日々の業務を通じて蓄積されるものである。さらに、判断の際に考慮すべき、それぞれの政策目的の位置づけは、事業者、農家、あるいは消費者のニーズ等にあわせて時々刻々と変化していくものである。

5．さらに、BSE問題や無登録農薬問題等を契機に、食品の安全性に対する国民の関心の高まりを受けて、食品の安全性の確保が国の責務として位置づけら

れ、その一環として、農薬・肥料の安全性をより一層強化することを目的に、昨年農薬取締法及び肥料取締法が改正されたところであり、現在、これらの資材の安全性を確保する基となる登録制度に関し、特に国によるその確実な実施が強く国民から求められているところである。

6 . このように、農薬、肥料に係る政策判断は、複雑な要素を前提とするものであり、食品の安全性に直接関係するものとして慎重かつ厳格に行う必要があることから、一律のマニュアル化を図ることは適当ではない。

・農薬の登録に際し、1日当たり許容摂取量を超えた農薬で、登録対象作物に優劣を付けて一部の作物のみに登録するように判断した実例を示されたい。

#### 【事例】

平成9年12月16日に申請があった新規化合物である「インドキサカルブM P」(殺虫剤)については、農薬の登録検査と平行して行われた毒性評価において1日当たり許容摂取量(ADI)が申請者が予想したADIの約1/3となったため、申請された適用農作物を全て登録した場合に、残留農薬の推定摂取量が大幅にADIを超えることとなるため、申請通り登録することが出来なくなった。

しかしながら、本剤は、野菜について多剤で抵抗性の問題がある「コナガ」に効果がある等農業政策上必要な農薬であるとの判断から、申請内容について新しいADIに基づいた適正農作物の変更を指導したところ、修正した適用農作物の再提出があり、当該申請については登録審査基準を満たすことから登録を行った。